

はじめに

産後ケア事業は、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としている。

本マニュアルはこども家庭庁作成の「産後ケア事業ガイドライン(令和6年10月改訂版)」に基づき、本市の産後ケア事業を受託する各施設において、産後ケア事業が円滑に実施され、市民に対して安全で安定的なサービスが提供されることを目的に、安全管理に関する留意事項を定めるものとする。

安全に関する留意事項

産後ケア事業の管理者は、本マニュアルの内容を参考に各施設の状況に応じたより具体的な対応計画や安全管理マニュアルを策定し、日頃から緊急時における対応について必要な訓練を実施するとともに、定期的に内容の確認と共有を行うものとする。また、事故等の緊急事態に備え、損害保険等の保険に加入する者とする。

なお、アクシデント発生時には速やかに関係機関・市へ報告することとする。重大事故の発声防止のため、施設におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、必要に応じて市へ報告の上要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映したうえで、産後ケア事業担当者間で共有するものとする。

なお、市に故意または重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

1 事故防止及び安全対策

(1) リスクの(児の睡眠中、寝返りやつかまり立ち等ができる月齢児の対応をする場合、食事の提供時等)で留意すべき点を明確にしておくこと。

以下に、リスクが高いと想定される場面後の留意点を示す。

- ・児の睡眠中は乳幼児突然死症候群(SIDS:SuddenInfantDeathSyndrome)予防の観点から、仰向けに寝かせる。もし、うつ伏せになってしまった場合はすぐに仰向けにもどすこと。
- ・窒息事故防止のため、添い寝や雑魚寝はせず、敷布団やマットレス、枕は硬めのものを使い、寝台と敷物の間に乳児が挟まってしまうような隙間を作らないこと。また、ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くような物品は児の周囲に置かないこと。
- ・転落事故防止のため、ベビーベッドを使用する場合は常に柵をあげた状態にしておくこと。ハイチェアは必ず安全ベルトを締め、階段には柵を付けること。
- ・窒息や誤嚥、誤飲防止のリスクがある物は児の手の届くところに置かず、おもちゃは児の発達に合った物を選ぶこと。また、遊ばせる前に壊れた箇所や突起等がないか確認すること。
- ・暖房器具等の熱傷防止対策や滑りやすい床等に転倒防止対策を講じるなど、安全な環境を整備すること。
- ・調理場と保育の場を分け、調理場に児が入れないようにすること。
- ・食事やミルクの提供時は、アレルギーの有無について事前に確認し、アレルギーの対象物を除去できない場合は食事の提供を避ける。また、熱傷防止のためミルクの温度に注意すること。
- ・抱っこ紐使用時にかがむ際は必ず児を手で支え、降ろす際は低い位置で行うこと。ケアをする者が転倒しないよう注意し、調乳等の作業は行わないこと。

- ・感染症対策の観点から、サービス利用前には母子ともに体調確認をし、母子のいずれかが感染性疾患（麻疹・風疹・インフルエンザ等）に罹患している場合は、産後ケア事業を利用できないことを説明すること。
- ・悪天候や災害等により、利用者の安全な帰宅が困難になると見込まれる場合には、速やかに利用者との協議し、利用の継続について判断すること。

2 児を預かる場面の留意点

母児同室を原則とするが、ケアの中で一時的に児を預かる場面が発生することが予想される。この場合の留意点を示す。

- ・短時間であっても児のみにならないようにすること。
- ・児の顔が見える仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。
- ・複数の担当者で常に見守りを行える体制であり、監視モニターや乳児用体動センサーだけに頼らないこと。

3 緊急時の対応体制

- ・利用者の急変等に緊急時の受入れが可能な協力医療機関や保険医療面での助言を受けられる医師を決めておくこと。
- ・利用者の急変に備え、マニュアルの整備や緊急時の連絡先を作成し、職員全員に周知徹底すること。また、手に取りやすい場所に配置する、見えやすい場所に掲示しておく等、緊急時の迅速な対応ができるよう工夫すること。
- ・緊急時の対応に備え、定期的に救急対応のや応急手当方法実技講習等、定期的に研修を受講することが望ましい。また、心肺蘇生法の実施訓練とあわせて AED は自施設に設置するか、最寄りの AED 設置場所を把握しておくとともに、施設内で周知すること。
- ・災害発生時の対応体制として、施設所在地のハザードマップを確認し、安全の確保（避難経路、避難場所への誘導）について職員間で共有すること。
- ・感染症への対応について、標準的予防策の徹底等、日頃から備えをしておくこと。
- ・所在地の市町を通じて児童福祉施設等災害時情報共有システムに登録し、訓練にも対応すること。また、災害時は県からの入力依頼があれば必ず入力を行うこと。

4 重大事案等発生時の対応

- ・本業務により生じた事故等については、発生後速やかに市へ連絡するとともに書面で報告すること。なお、急を要する場合は警察や消防等への連絡や緊急対応を優先すること。
- ・事故発生直後の対応として、関係者（母子の家族等）への連絡、その他の産後ケア事業利用者への対応、状況の確認、状況の確認と記録（可能な限り時系列での詳細な記録）が必要であり、原因が明らかな場合は速やかに対策を行うこと。
- ・川西市に所在する施設において前項に規定する事故が発生したときは、直ちに川西市保健センター・予防歯科センターに連絡するとともに、母親のみが事故にあった場合は産後ケア事業事案等発生時報告様式（様式8号）、事故に児が含まれている場合には、教育・保育施設等事故報告書（様式9号）により市長へ報告しなければならない。

・報告の対象となる事案

①第1報は、原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

第2報は、原則1か月以内

重大事案	・死亡事故 ・治癒に要する期間が30日以上 の負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ⇒速やかに市を通じて県・国へ報告が必要	母親等の み	様式8「産後ケア事業 事案等発生報告様式」
		児を含む 場合	様式9「教育・保育施設等 事故報告書」
その他報告を 要する事案	上記以外の負傷や疾病を伴う事故等が発生 した場合	様式8「産後ケア事業事案等発生 時報告様式」の「その他□」にチェ ック	
	利用者の身体、精神症状が悪化した場合 利用者に医療受診の必要性がある場合 その他利用に伴うトラブルなど	口頭で報告の上、日々使用している 産後ケア事業実施報告書に記入	

※判断に迷う場合は、速やかに市へ報告を行うこと。

※閉庁時に発生した案件について、緊急を要しない場合は、翌開庁時に速やかに報告を行うこと。

②連絡先

開庁時間内 (平日9時～17時) ※祝日、年末年始を除く	川西市保健センター 産後ケア事業担当 072-758-4721
閉庁時	川西市役所(日直・宿直):072-740-1111 「市の産後ケア事業で重大事案が発生したため、保健センターと連絡を取りたい」と伝える。 市職員が折り返し連絡をする。

③報告書の提出

重大事案等発生時は次頁「産後ケア事業事案等発生時報告様式」を使用し、市へ提出すること。市は、事案発生の要因分析や検証を行い、再発防止策を検討する。